

## 貯蓄預金スウィングサービス規定

2019年12月 1日 現在

貯蓄預金スウィングサービスは、貯蓄預金規定にかかわらず次による預金間の自動振替を取扱います。

1. 普通預金口座から自動支払いによる貯蓄預金口座への振替（以下「順スウィング」といいます。）

(1) 振替指定日はあらかじめ週1回または毎月1回のいずれかをお選び下さい。

(2) 普通預金の基準残高は万円単位でご指定下さい。

(3) 指定日において普通預金残高が基準残高を超えている場合に自動的に普通預金口座から貯蓄預金口座に振替える金額も万円単位でご指定下さい。

ただし、基準残高を超えた金額が振替単位額に満たない場合は振替えません。

(4) 順スウィングを行っても、貯蓄預金の残高が当該預金の基準残高に達しないときは、振替えません。

2. 貯蓄預金口座から自動支払いによる、普通預金口座への振替（以下「逆スウィング」といいます。）

(1) 振替指定日において普通預金残高が基準残高を下回っている場合に当該不足額を自動的に貯蓄預金口座から普通預金口座へ振替えます。この場合の振替単位は千円単位までとします。ただし、貯蓄預金の残高が基準残高を下回ることもなっても振替えます。

3. スウィングサービスによる資金の移動時には、総合口座取引定期、貯蓄預金規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出はいたしません。

4. スウィングサービスの取扱いは、当事者一方の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当金庫に対する解約の通知は、当金庫所定の書面によってください。

5. 2年以上にわたりスウィングサービスの取扱いが発生しなかった場合は、当金庫はいつでもスウィングサービスの取扱いを解約できるものとします。

なお、この場合、お客様への通知は省略します。

以 上

